

第 129 回

## 定時株主総会招集ご通知

開催日時 ▶ 2019年6月27日（木曜日）午前10時

開催場所 ▶ 新宿パークタワー3階 パークタワーホール

### 議決権行使期限

2019年6月26日（水曜日）午後5時30分まで



証券コード 1885

**東亜建設工業株式会社**

## 目次

---

第129回 定時株主総会招集ご通知	1
-------------------	---

### [添付書類]

#### 事業報告

I 企業集団の現況に関する事項	2
II 会社の株式に関する事項	10
III 会社役員に関する事項	11
IV 会計監査人の状況	16
V 業務の適正を確保するための体制 (内部統制システム構築の基本方針) 及び運用状況の概要	17
VI 会社の支配に関する基本方針	20

#### 連結計算書類

連結貸借対照表	22
連結損益計算書	23
連結株主資本等変動計算書	24

#### 計算書類

貸借対照表	25
損益計算書	26
株主資本等変動計算書	27

監査報告書	28
-------	----

### [株主総会参考書類]

議案及び参考事項	31
----------	----

証券コード 1885  
2019年6月7日

株主各位

東京都新宿区西新宿三丁目7番1号

**東亜建設工業株式会社**

代表取締役社長 秋山優樹

## 第129回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第129回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、2019年6月26日（水曜日）午後5時30分までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

### 記

1. 日 時 2019年6月27日（木曜日）午前10時（受付開始 午前9時）

2. 場 所 東京都新宿区西新宿三丁目7番1号  
新宿パークタワー3階 パークタワーホール  
（ご来場の際には、末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）

### 3. 会議の目的事項

#### 報告事項

- 第129期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
- 第129期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

#### 決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件  
第2号議案 定款一部変更の件  
第3号議案 取締役（監査等委員であるものを除く）7名選任の件  
第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件  
第5号議案 取締役（監査等委員であるものを除く）の報酬等の額設定の件  
第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件  
第7号議案 取締役（監査等委員である取締役、及びそれ以外の取締役のうち社外取締役であるものを除く）に対する業績連動型株式報酬等の額及び内容決定の件

### 4. その他株主総会に関する事項

当日ご出席願えない株主様は、議決権を有する他の株主様1名を代理人としてその議決権を行使することができます。なお、この場合、代理権を証明する書面を当社にご提出いただく必要がありますのでご了承願います。

以 上

- 〇お願い 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 〇本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」につきましては、下記の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、法令及び定款第17条の定めに基づき、報告事項に関する添付書類には記載していません。
- なお、「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」は、報告事項に関する添付書類とともに、会計監査人及び監査役の監査対象となっております。
- 〇株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類の記載事項に関し、修正の必要が生じた場合は、修正内容をインターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。
- 〇当社ウェブサイト（<http://www.toa-const.co.jp/>）

# 事業報告

(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

## I 企業集団の現況に関する事項

### 1 事業の経過及び成果

当期のわが国経済は、政府による各種の経済対策の着実な実施や、2020年東京オリンピック・パラリンピック関連による経済の需要喚起を背景に企業業績の改善に伴う雇用・所得環境の改善傾向が続くなど、緩やかな回復基調が継続しております。

国内建設市場におきましては、公共投資は防災・減災分野や社会資本の老朽化に対応する維持・更新等の分野を中心に引続き堅調に推移し、民間投資は企業収益の改善、生産の増加、個人消費の持ち直し、人手不足への対応などを背景に、底堅く推移してまいりました。

このような環境の下、当社グループは基本方針に「信頼を回復するための「変化」、技術と品質を活かした基盤づくりからの「成長」」を掲げた「中期経営計画（2017～2019年度）」に基づく各施策を遂行し、「中期経営計画（2017～2019年度）」の2年目にあたり、着実に経営基盤を強化していくこと、顧客と社会からの期待と信頼に応える持続的成長企業となることを目指してまいりました。

当期の当社グループの連結業績につきましては、売上高は173,692百万円（前連結会計年度比7.9%増）となりました。営業利益は3,980百万円（前連結会計年度比38.2%増）、経常利益は3,943百万円（前連結会計年度比45.3%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は3,072百万円（前連結会計年度比75.5%増）となりました。

次に、当連結会計年度における当社グループの主要な業績をセグメント別にご報告いたします。

#### 【国内土木事業】

海上土木分野を中心に、港湾・鉄道・発電所などのインフラ・社会資本の整備に継続的に取り組んでおります。当連結会計年度の売上高は93,980百万円（前連結会計年度比25.4%増）、セグメント利益（営業利益）は5,203百万円（前連結会計年度比134.1%増）となりました。

#### 【国内建築事業】

特命案件・企画提案案件・設計施工案件の受注拡大に取り組んでおります。当連結会計年度の売上高は51,907百万円（前連結会計年度比2.1%減）、セグメント利益（営業利益）は2,042百万円（前連結会計年度比7.4%減）となりました。

## 【海外事業】

東南アジアを中心に中東・アフリカ・オセアニアなどにおいて、海上土木工事や発電所等プラント工事に取り組んでおります。当連結会計年度の売上高は19,564百万円（前連結会計年度比15.7%減）、セグメント損失（営業損失）は1,056百万円（前連結会計年度は961百万円のセグメント利益）となりました。

## 【その他】

当連結会計年度の売上高は8,239百万円（前連結会計年度比16.4%減）、セグメント利益（営業利益）は1,079百万円（前連結会計年度比33.6%増）となりました。

当期中に受注いたしました主な工事は、以下のとおりであります。

発注者名	工事名
国土交通省関東地方整備局	鹿島港外港地区南防波堤築造工事
国土交通省近畿地方整備局	淀川左岸線(2期)1工区堤防整備他工事
社会福祉法人徳心会	(仮称)こぶしえん新築工事
カンボジア王国プノンペン都	第四次プノンペン洪水防御・排水改善計画

当期中に完成いたしました主な工事は、以下のとおりであります。

発注者名	工事名
国土交通省東北地方整備局	小名浜港東港地区岸壁(-18m)(耐震)上部工事
株式会社フジトランス コーポレーション	(仮称)フジトランス コーポレーション ロジスティクスセンター造成工事
丸全昭和運輸株式会社	丸全昭和運輸(株)指定可燃物倉庫建設工事
バヌアツ共和国公共事業省	ポートビラ港ラパタシ国際多目的埠頭整備計画

当期における当社のセグメント別の受注高、売上高、繰越高は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

区 分	前期繰越高	当期受注高	当期売上高	次期繰越高
国内土木事業	86,844	112,604	93,980	105,468
国内建築事業	55,211	52,316	51,980	55,548
海外事業	29,835	50,528	19,564	60,799
計	171,891	215,450	165,525	221,816
そ の 他	—	—	1,765	—
合 計	171,891	215,450	167,291	221,816

## 2 資金調達の状況

当期の社債及び新株発行による資金調達はございません。

## 3 設備投資の状況

当期に実施いたしました設備投資の総額は24億円余であります。このうち主なものは工事用の船舶の建造であります。

## 4 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はございません。

## 5 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はございません。

## 6 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はございません。

## 7 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はございません。

## 8 当社グループの財産及び損益の状況

(単位：百万円)

区 分	第126期 2015年度	第127期 2016年度	第128期 2017年度	第129期 (当期) 2018年度
売 上 高	200,282	167,200	161,045	173,692
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益	6,038	△7,438	1,750	3,072
1株当たり当期純利益	28円89銭	△355円86銭	83円74銭	147円00銭
総 資 産	196,491	183,735	190,276	202,514
純 資 産	71,143	64,958	67,747	68,845
1株当たり純資産額	338円16銭	3,082円45銭	3,214円86銭	3,263円98銭

- (注) 1. 2016年10月1日を効力発生日として、当社株式10株を1株に併合を行っております。  
 2. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、第128期に係る総資産については、当該会計基準等を遡って適用した総資産金額となっております。

### 当社の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

区 分	第126期 2015年度	第127期 2016年度	第128期 2017年度	第129期 (当期) 2018年度
受 注 高	180,881	130,914	146,284	215,450
売 上 高	193,257	159,177	152,320	167,291
当 期 純 利 益	5,475	△7,492	1,722	2,476
1株当たり当期純利益	25円76銭	△352円54銭	81円05銭	116円55銭
総 資 産	182,199	169,474	177,558	191,072
純 資 産	65,229	58,074	60,220	60,956
1株当たり純資産額	306円91銭	2,732円59銭	2,833円68銭	2,868円38銭

- (注) 1. 2016年10月1日を効力発生日として、当社株式10株を1株に併合を行っております。  
 2. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を当事業年度の期首から適用しており、第128期に係る総資産については、当該会計基準等を遡って適用した総資産金額となっております。

## 9 対処すべき課題

国内建設市場におきましては、消費税率の引上げによる国内経済への影響に懸念があるものの、昨年12月に閣議決定した「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」に基づき、2018年度から2020年度の3か年を対象に総事業費7兆円程度を目安として、重要インフラ等の機能・維持を図るための集中的な対策がなされるなど政府建設投資の増加が見込まれるとともに、首都圏地域では2020年東京オリンピック・パラリンピック開催に向けた様々な施設、インフラの整備が進んでおります。

海外建設市場におきましては、引続き新興国を中心に港湾を始めとするインフラ整備の需要が旺盛です。

こうした環境の下、当社は、中期経営計画（2017～2019年度）最終年度にあたり、各事業部門において下記重点施策を掲げ、事業目標の達成を目指してまいります。

また、風力発電は、再生可能エネルギーを確実な主力電源とすべく、布石としての取り組みを早期に進めるとする政府の第5次エネルギー基本計画において、大規模開発によって経済性を確保できるエネルギー源と位置付けられていることから、当社は、今後拡大が期待される国内の洋上風力発電所建設市場への本格的な参画を目指してまいります。

地盤改良工事における施工不良等に関し、当社に下命されました瑕疵修補に係る工事は順調に進捗しておりますが、着実に、かつ一日も早く完遂させ、施工者としての責任を全うすることに全力を注ぐとともに、再発防止の取り組みを継続的に実施していくことにより、信用の回復に努めてまいります。

当社の経営理念である「高い技術」と「誠実な施工」により、お客様に納得していただける高い品質のものをお届けすること、また、社員のコンプライアンス意識向上に常に取り組み、誠実な企業風土を醸成していくことで、ステークホルダーの皆様の期待に応えられる持続的成長企業を目指してまいります。

### ●各事業部門の重点施策（抜粋）

#### （国内土木事業）

- ・海上土木の新規工事受注シェアNo.1の達成及び収益向上
- ・港湾施設の維持管理、防災・減災、更新工事の受注量拡大
- ・中長期大型プロジェクトへの対応強化
- ・人材育成・技術の継承・組織の活性化

#### （国内建築事業）

- ・高生産性工事の選択と集中
- ・良質顧客との関係を維持継続
- ・得意分野の技術力の深化による受注量の拡大
- ・人材・後継者の獲得と育成

(海外事業)

- ・ 特定大型プロジェクト受注へ向けての活動強化
- ・ アジア・アフリカ及びODA事業における新規国への進出
- ・ 設計施工案件への取り組み

(管理部門)

- ・ 社員のコンプライアンス意識の更なる向上
- ・ 内部統制及びコーポレートガバナンスの更なる強化及び経営リスクの低減
- ・ 働き方改革及びモチベーションと心身の健康を重視した制度等の見直し・改善
- ・ 財務体質の健全性の維持・強化

【中期経営計画 最終年度（2019年度）事業目標】

			2019年度（目標）	
			連 結	単 体
業 績 目 標	受 注 高	—	1,770億円	
	売 上 高	1,840億円	1,760億円	
	売 上 総 利 益	158億円	143億円	
	利 益 率	8.6%	8.1%	
	営 業 利 益	60億円	55億円	
	経 常 利 益	55億円	51億円	
財 務 目 標	純 資 産	—	650億円	
	R O E	—	5%	

## 10 主要な事業内容 (2019年3月31日現在)

当社は、建設業法により特定建設業者として国土交通大臣許可(特-29)第2429号を受け、土木、建築並びにこれらに関連する事業を行っております。

また、宅地建物取引業法により宅地建物取引業者として国土交通大臣免許(15)第475号を受け、不動産の売買、賃貸及びこれらに関連する事業を行っております。

## 11 主要な営業所 (2019年3月31日現在)

本	店	東京都新宿区西新宿三丁目7番1号	
支	店	北海道支店(札幌市)	東北支店(仙台市)
		東京支店(東京都中央区)	横浜支店(横浜市)
		千葉支店(千葉市)	北陸支店(新潟市)
		名古屋支店(名古屋市)	大阪支店(大阪市)
		中国支店(広島市)	四国支店(高松市)
		九州支店(福岡市)	東日本建築支店(東京都新宿区)
		西日本建築支店(大阪市)	国際事業部(東京都新宿区)
研	究	技術研究開発センター(横浜市)	
海	外	シンガポール事務所(シンガポール)	ドバイ事務所(ドバイ)
事	業	インドネシア事務所(ジャカルタ)	クウェート事務所(クウェート)
所		ベトナム事務所(ハノイ/ホーチミン)	

## 12 従業員の状況 (2019年3月31日現在)

### 当社グループの従業員の状況

従業員数	前期末比増減
1,737名	32名増

(注) 従業員数は、出向者23名及び臨時使用人157名を除いております。

### 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,459名	21名増	46.1歳	20.3年

(注) 従業員数は、出向者67名及び臨時使用人115名を除いております。

### 13 当社グループの主要な借入先及び借入額 (2019年3月31日現在)

借入先	借入金残高
株式会社みずほ銀行	7,894 百万円
株式会社横浜銀行	6,030
株式会社三菱UFJ銀行	3,032
みずほ信託銀行株式会社	2,933

### 14 重要な子会社の状況 (2019年3月31日現在)

会社名 (本店所在地)	資本金	当社の 議決権比率	主要な事業内容
株式会社東亜エージェンシー (東京都千代田区)	20 百万円	100 %	建設用資機材の販売・賃貸、 保険代理業
東亜機械工業株式会社 (下関市)	100	100	建設工事用機械等の製造販売・ 修理・賃貸
東亜ビルテック株式会社 (東京都千代田区)	40	100	ビルの管理・警備、建物及び設備の 調査・設計・修繕、雑貨の販売
東亜鉄工株式会社 (横浜市)	100	100	船舶及び建設工事用機械等の 製造販売・修理・賃貸
東亜地所株式会社 (横浜市)	60	100	不動産の売買・仲介・管理・賃貸借、 開発事業
東亜海運産業株式会社 (東京都千代田区)	20	100	一般海運業、船舶売買仲介
信幸建設株式会社 (東京都千代田区)	50	100	建設業
鶴見臨港鉄道株式会社 (横浜市)	16	100	不動産の売買・賃貸
PFI 斎場運営株式会社 (札幌市)	350	46	火葬場の建設・維持管理・運営
盛岡第2合同庁舎整備運営 株式会社(東京都新宿区)	95	78	施設の建設・維持管理・運営
PFI 一宮斎場株式会社 (一宮市)	30	67	火葬場の建設・維持管理・運営

(注) 鶴見臨港鉄道株式会社と東亜地所株式会社は2019年4月1日付にて合併し、鶴見臨港鉄道株式会社を存続会社としてその商号を東亜リアルエステート株式会社といたしました。

## Ⅱ 会社の株式に関する事項 (2019年3月31日現在)

1 株式数	発行可能株式総数	60,000,000株
	発行済株式の総数	22,494,629株
	(うち自己株式)	1,243,369株

2 株主数	8,511名
-------	--------

### 3 大株主

(上位10名)

株主名	持株数	持株比率
太平洋セメント株式会社	1,068 千株	5.03 %
BNP PARIBAS SECURITIES SERVICES LUXEMBOURG/JASDEC/JANUS HENDERSON HORIZON FUND	873	4.11
東亜建設工業鶴株会	804	3.78
明治安田生命保険相互会社	770	3.63
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	706	3.33
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	613	2.89
株式会社みずほ銀行	572	2.69
東亜建設工業社員持株会	523	2.47
J F E スチール株式会社	500	2.36
株式会社横浜銀行	433	2.04

- (注) 1. 当社は自己株式1,243千株余を保有しておりますが、大株主からは除いております。  
2. 持株比率は、自己株式1,243千株余を控除して計算しております。

### 4 その他株式に関する重要な事項

該当事項はございません。

### Ⅲ 会社役員に関する事項 (2019年3月31日現在)

#### 1 取締役及び監査役の氏名等

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	秋山 優樹	
代表取締役	池田 正人	土木事業本部長、国際事業本部・品質監査室・地盤改良対策本部統括
代表取締役	黒須 茂敏	管理本部長、経営企画部・CSR推進部・内部監査室・再発防止部統括
取締役	石井 誠一郎	安全環境部統括
取締役	廣瀬 善香	建築事業本部長
取締役	岡村 眞彦	
取締役	渡邊 光誠	東京富士法律事務所パートナー フューチャー株式会社監査等委員である社外取締役 株式会社NaiTO監査等委員である社外取締役
監査役(常勤)	佐々 英輔	
監査役	奥 雄二郎	株式会社住宅債権管理回収機構常務取締役
監査役	中野 聡	日本高純度化学株式会社社外監査役 明和證券株式会社社外監査役
監査役	三上 禎一	

- (注) 1. 取締役のうち岡村眞彦及び渡邊光誠の両氏は、社外取締役であります。  
 2. 監査役のうち奥雄二郎、中野聡及び三上禎一の3氏は、社外監査役であります。  
 3. 取締役岡村眞彦及び渡邊光誠、監査役奥雄二郎、中野聡及び三上禎一の5氏につきましては、東京証券取引所、札幌証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。  
 4. 監査役のうち佐々英輔氏は、当社において経理関連部門で経理経験を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。  
 5. 当事業年度中の2018年10月1日付で、取締役池田正人、末富龍及び石井誠一郎の3氏につきましては、次のとおり担当の異動がありました。

氏名	新	旧
池田正人	代表取締役 土木事業本部長、品質監査室・地盤改良対策本部統括	代表取締役 土木事業本部長、安全環境部・品質監査室・地盤改良対策本部統括
末富龍	取締役 国際事業本部統括、建築事業本部担当	取締役 建築事業本部、国際事業本部担当
石井誠一郎	取締役 安全環境部統括	取締役 国際事業本部長 兼 国際事業部長

6. 取締役のうち末富龍氏は2019年1月16日に逝去し、同日をもって取締役を退任いたしました。  
 7. 当事業年度中の2019年2月1日付で、取締役のうち池田正人氏は、次のとおり担当の異動がありました。

氏名	新	旧
池田正人	代表取締役 土木事業本部長、国際事業本部・品質監査室・地盤改良対策本部統括	代表取締役 土木事業本部長、品質監査室・地盤改良対策本部統括

8. 2019年4月1日付で、取締役池田正人、黒須茂敏及び石井誠一郎の3氏につきましては、次のとおり担当の異動がありました。

氏名	新	旧
池田正人	代表取締役 土木事業本部・国際事業本部・安全環境部・品質監査室・ 地盤改良対策本部・洋上風力推進部統括	代表取締役 土木事業本部長、国際事業本部・品質監査室・地盤改良対策本部統括
黒須茂敏	代表取締役 管理本部・経営企画部・CSR推進部・内部監査室・再発防止部統括	代表取締役 管理本部長、経営企画部・CSR推進部・内部監査室・再発防止部統括
石井誠一郎	取締役 安全環境部担当	取締役 安全環境部統括

## 2 取締役及び監査役の報酬等の額

区分	支給人員	報酬等の額	摘要
取締役 (うち社外取締役)	8名 (2名)	149百万円 (12百万円)	
監査役 (うち社外監査役)	4名 (3名)	30百万円 (16百万円)	
計	12名 (5名)	179百万円 (28百万円)	

(注) 上記取締役には、2019年1月16日に逝去し、同日をもって取締役を退任した末富龍氏を含んでおります。

### 3 社外役員に関する事項

#### ① 重要な兼職先と当社との関係

取締役渡邊光誠氏は、東京富士法律事務所パートナーであります。同法律事務所と当社との間には特別の関係はありません。

また、同氏は、フューチャー株式会社監査等委員である社外取締役であります。同社と当社との間には特別の関係はありません。

また、同氏は、株式会社NaITO監査等委員である社外取締役であります。同社と当社との間には特別の関係はありません。

監査役奥雄二郎氏は、株式会社住宅債権管理回収機構常務取締役であります。同社と当社との間には特別の関係はありません。

監査役中野聡氏は、日本高純度化学株式会社社外監査役であります。同社と当社との間には特別の関係はありません。

また、同氏は、明和証券株式会社社外監査役であります。同社と当社との間には特別の関係はありません。

#### ② 主な活動状況

取締役岡村眞彦氏は、事業年度中開催の取締役会に19回中19回出席し、他社の役員並びに経営者としての経験と十分な知見を基に必要な発言を行っております。

取締役渡邊光誠氏は、事業年度中開催の取締役会に19回中17回出席し、法曹としての経験と十分な知見を基に必要な発言を行っております。

監査役奥雄二郎氏は、事業年度中開催の取締役会に19回中19回、監査役会に18回中18回出席し、他社の役員並びに経営者としての経験と十分な知見を基に必要な発言を行っております。

監査役中野聡氏は、事業年度中開催の取締役会に19回中18回、監査役会に18回中16回出席し、大手保険会社での勤務における幅広い経験と知識並びに他社における役員の経験と見識を基に必要な発言を行っております。

監査役三上禎一氏は、事業年度中開催の取締役会に19回中19回、監査役会に18回中18回出席し、大手セメント事業会社での勤務における財務、会計業務の経験と知識、また、海外での事業経験から培った見識を基に必要な発言を行っております。

2016年4月に発生した地盤改良工事に関する諸問題に関して、社外取締役岡村眞彦氏及び渡邊光誠氏並びに社外監査役奥雄二郎氏、中野聡氏及び三上禎一氏が在任中の2016年10月に当社は、再発防止策実行計画を策定し、2017年3月にその進捗状況を公表しております。更に2018年6月には再発防止策実行計画第3版を公表、2018年9月、11月及び2019年3月にその進捗状況を公表し、現在も継続的にその実施に取り組んでおります。

社外取締役岡村眞彦氏及び渡邊光誠氏並びに社外監査役奥雄二郎氏、中野聡氏及び三上禎一氏は、日頃から当社取締役会等において、法令遵守の視点に立った助言を行い、注意喚起をしておりました。5氏は、上記事実の判明時まで当該事実を認識しておりませんでした。本件事実の判明後は、事実関係及び原因究明の調査、再発防止策の策定、社内ルールの見直し、コンプライアンス強化の徹底を求める等、その職責を適切に果たしております。

2016年11月に発生した国立大学との耐震技術に関する共同研究において、当社社員が起訴された事件(係争中)に関して、社外取締役岡村眞彦氏及び渡邊光誠氏並びに社外監査役奥雄二郎氏、中野聡氏及び三上禎一氏が在任中の2017年5月に当社は、再発防止策を取り纏め、現在その実施に取り組んでおります。

社外取締役岡村眞彦氏及び渡邊光誠氏並びに社外監査役奥雄二郎氏、中野聡氏及び三上禎一氏は、日頃から当社取締役会等において、法令遵守の視点に立った助言を行い、注意喚起をしておりました。5氏は、上記事実の判明時まで当該事実を認識しておりませんでした。本件事実の判明後は、事実関係の究明、再発防止策の策定、社内ルールの見直し、コンプライアンス強化の徹底を求める等、その職責を適切に果たしております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の責任について、善意かつ重過失がないときは一定の限度を設ける契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額としております。

4 執行役員の氏名等 (2019年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当
執行役員社長	秋山 優樹	
執行役員副社長	池田 正人	土木事業本部長、 国際事業本部・品質監査室・地盤改良対策本部統括
執行役員専務	杉本 素信	建築事業本部担当
執行役員専務	山口 清一	土木事業本部担当
執行役員専務	黒須 茂敏	管理本部長、 経営企画部・CSR推進部・内部監査室・再発防止部統括
執行役員専務	玉置 敦	大阪支店長
執行役員専務	石井 誠一郎	安全環境部統括
執行役員常務	福田 正晴	土木事業本部担当
執行役員常務	守分 敦郎	地盤改良対策本部長
執行役員常務	岩城 正典	土木事業本部担当
執行役員常務	藤野 眞	CSR推進部長
執行役員常務	堀沢 眞人	土木事業本部担当
執行役員常務	福島 義信	国際事業本部長 兼 国際事業部長
執行役員常務	鈴木 清剛	土木事業本部営業統括
執行役員	冲山 奉子	建築事業本部副本部長 兼 ウェルフェア営業部長 兼 東日本建築支店副支店長
執行役員	植松 正毅	国際事業部副事業部長 兼 契約管理部長
執行役員	馬場 隆之	東京支店長
執行役員	青野 利夫	技術研究開発センター長
執行役員	後藤 良平	東北支店長
執行役員	白川 裕康	東日本建築支店長
執行役員	廣瀬 善香	建築事業本部長
執行役員	緒方 健一	経営企画部長 兼 再発防止部長
執行役員	高瀬 和彦	地盤改良対策本部副本部長 兼 地盤改良対策本部工事部長
執行役員	本多 将人	横浜支店長

(注) 2019年4月1日付けで、執行役員のお社における地位及び担当の異動があり、次の体制となりました。

会社における地位	氏名	担当
執行役員社長	秋山 優樹	
執行役員副社長	池田 正人	土木事業本部・国際事業本部・安全環境部・品質監査室・地盤改良対策本部・洋上風力推進部統括
執行役員副社長	黒須 茂敏	管理本部・経営企画部・CSR推進部・内部監査室・再発防止部統括
執行役員専務	杉本 素信	建築事業本部担当
執行役員専務	山口 清一	土木事業本部担当
執行役員専務	玉置 敦	大阪支店長
執行役員専務	石井 誠一郎	安全環境部担当
執行役員常務	藤野 眞人	CSR推進部長
執行役員常務	堀沢 眞人	土木事業本部担当、洋上風力推進部長
執行役員常務	福島 義信	国際事業本部長 兼 国際事業部長
執行役員常務	鈴木 清剛	土木事業本部営業統括
執行役員常務	馬場 隆之	土木事業本部長
執行役員常務	廣瀬 善香	建築事業本部長
執行役員	冲山 奉子	建築事業本部副本部長 兼 ウエルフェア営業部長 兼 東日本建築支店副支店長
執行役員	植松 正毅	国際事業部副事業部長
執行役員	青野 利夫	技術研究開発センター長
執行役員	後藤 良平	東北支店長
執行役員	白川 裕康	東日本建築支店長
執行役員	緒方 健一	管理本部長、再発防止部担当
執行役員	高瀬 和彦	地盤改良対策本部長
執行役員	本多 将人	東京支店長
執行役員	山下 新一	九州支店長
執行役員	佐藤 隆	中国支店長
執行役員	金子 功	名古屋支店長
執行役員	馬越 成之	横浜支店長

招集通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

## Ⅳ 会計監査人の状況

### 1 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

### 2 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額

EY新日本有限責任監査法人 54百万円

当社とEY新日本有限責任監査法人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。

② 当社及び当社の子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計

EY新日本有限責任監査法人 54百万円

③ 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

監査役会は、会計監査人の職務執行状況、監査方法及び監査内容並びに報酬見積りの算出根拠等を確認し、総合的に検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項及び第2項の同意を行っています。

### 3 非監査業務の内容

当社が会計監査人に対して報酬を支払った非監査業務の内容は、海外の税務当局に税務申告をする際の添付資料の照合及び報告業務であります。

### 4 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社は、会社法第340条第1項各号に定める監査役会による会計監査人の解任のほか、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、監査役会が内容を決定した議案により、会計監査人の解任又は不再任に関する議題を株主総会に提案いたします。

## V 業務の適正を確保するための体制（内部統制システム構築の基本方針）及び運用状況の概要

当社は、会社法、会社法施行規則及び金融商品取引法に基づき、以下のとおり、当社の業務の適正性を確保するための体制（以下「内部統制システム」という。）を整備し運用しております。過去に発生した不祥事以来、役職員全員の意識改革とコンプライアンスの更なる徹底に努め、より実効性のある内部統制システムの構築及び運用に向けた取り組みを行っております。

### 1 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 企業として社会的責任を果たすため、役職員が法令・定款及び企業倫理を遵守した職務執行を行うよう企業行動規範を定めております。企業行動規範は社内イントラネット上に掲載しており、常に閲覧できるほか、公式サイト上においても公開しております。
- ② 代表取締役社長が全役職員に企業行動規範の精神を繰返し伝えることにより、法令等の遵守があらゆる企業活動の前提であることを周知・徹底しております。
- ③ 全社横断的に効果的な内部統制を構築するため、代表取締役社長を委員長とするCSR委員会を設置し、当社グループのコンプライアンス、内部統制及びリスク管理の実効性に関する行動計画を策定し、これを実施しております。
- ④ テレビ会議システムによるコンプライアンス研修をグループ役職員を含む全社で一斉に実施しているほか、e-learningを利用し、役職員への業務執行に関連する各種法令の遵守や内部統制及びリスク管理教育を実施しております。

### 2 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 取締役の職務執行に係る情報（取締役会議事録、稟議書）を文書又は電磁的媒体で記録し、文書管理規程に従い保存しております。
- ② 取締役及び監査役は、取締役の職務執行に係る情報をいつでも閲覧することができる体制を構築しております。

### 3 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 職務執行に係るリスク管理については、それぞれの担当部門が定めた管理規程等に従い当該部門が行っております。また、それぞれの担当部門が自発的に担当職務に関連するテーマを抽出し、e-learningによる教育を実施しております。
- ② 組織横断的なリスク状況の監視並びに全社的対応については、リスク管理規程に基づきCSR委員会が対応し、必要に応じてその状況や対応内容を取締役会に報告する体制を構築しております。

#### **4 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**

- ① 中期経営計画・年度計画を定め、当社として達成すべき目標及び担当取締役の業績目標を明確にしております。
- ② 経営企画部は、中期経営計画・年度計画における各部門の業務執行状況を検証しこれをフィードバックするとともに、各部門の改善策の実施をフォローする体制をとるものとしております。
- ③ IR担当取締役を任命し、企業情報等に関し適時の開示を適切に実施しております。
- ④ 執行役員制度により、意思決定機能と業務執行機能を分離し、意思決定プロセスの簡素化及び意思決定の迅速化を図っております。
- ⑤ 当事業年度は取締役会を16回、臨時取締役会を3回開催しております。また、アンケート形式で取締役会の実効性についての自己評価を行っており、認識された課題や取締役会全体の機能向上に向けた今後の取り組み等について、建設的な議論を行っております。

#### **5 当該株式会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**

- ① 当社の定める企業行動規範をグループ各社に周知し、グループ全体の役職員が一体となり遵法意識の向上を図っております。  
当社で実施するテレビ会議システムによるコンプライアンス研修は、グループ役職員と合同で実施しております。
- ② 当社の定めるグループ会社運営基準に従い、グループ各社における経営上重要な事項については、当社取締役会の付議事項とし、その他の事項については、当社経営企画部の審査を経るものとしております。
- ③ 当社内部監査室は、グループ各社に対する内部監査を実施しております。
- ④ グループ各社は、経営目標を設定し、関係会社社長会において当期見通し等について、当社経営陣と協議を行っております。当社経営企画部は、グループ各社の経営目標の達成状況等を定期的に検証し、その結果を当社取締役会に報告するとともに、グループ各社にフィードバックを行っております。
- ⑤ 当社グループは、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体との関係を一切遮断するため、不当要求等については、毅然かつ組織的に対応することにしております。

#### **6 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項**

- ① 当社の業務を十分検証できるだけの経験を有する社員を補助者として配置し、監査役会の事務局を併せて担当するものとしております。
- ② 監査役は、補助者に監査業務に必要な事項を命ずることができるとしてあります。前記の場合、補助者はその命令に関して取締役等の指揮・命令を受けない体制をとっております。
- ③ 補助者の人事異動、人事評価及び懲戒に関しては、監査役会の同意を得るものとしてあります。

## 7 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 役職員は、会社に重大な損失を与える事項の発生又は発生する恐れがあるとき、及び役職員による違法又は不正な行為を発見したとき、並びにその他会社に著しい信用失墜を及ぼす恐れのある事象が生じたときは速やかに監査役に報告するものとしております。
- ② 監査役は、取締役会その他重要な会議に出席し、必要なときは意見を述べ、かつ監査上必要と判断したときは、取締役会議事録、稟議書など経営に関する重要書類をいつでも閲覧することができる体制をとっております。当事業年度は16回の取締役会及び3回の臨時取締役会に出席しております。
- ③ 役職員は、監査役の監査業務に対しその重要性和有用性を認識・理解し、監査が実効的に行われるよう協力する体制をとっております。
- ④ 監査役は、代表取締役社長並びに会計監査人との定期的な意見交換会を開催するとともに、内部監査室との連携を図り、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を図ることとしております。
- ⑤ 監査役は、監査上必要があるときは、取締役及び重要な役職員に対し個別ヒヤリングの機会を設けることができる体制をとっております。

## 8 財務計算に関する報告及び情報の適正性を確保するための体制

- ① 当社グループの財務報告の適正性を確保するため、財務報告に係る内部統制基本方針を定めて維持・運用する体制をとっております。
- ② 当社グループの財務報告に係る内部統制の有効性を継続的に評価し、内部統制について必要な是正・改善を行うことにより業務品質の向上を図ることとしております。

## VI 会社の支配に関する基本方針

### 1 基本方針の内容

当社は、公開会社として株式を上場し、株主、投資家の皆様による株式の自由な取引が認められている以上、当社株式に対する大規模買付提案又はこれに類似する行為があった場合において、これに応じて当社株式の売却を行うか否かの判断は、最終的には株主の皆様の意思に基づき行われるものであると考えております。

当社株式の売却を行うか否か、すなわち大規模買付提案等に応じるか否かの判断を株主の皆様に適切に行っていただくためには、大規模買付者側から買付の条件や買収した後の経営方針、事業計画等に関する十分な情報提供がなされる必要があると考えます。また、当社は、その大規模買付提案に対する当社取締役会の評価や意見、大規模買付提案に対する当社取締役会による代替案等も株主の皆様に提供しなければならないと考えます。株主の皆様には、それらを総合的に勘案したうえでご判断をいただく必要があると考えます。

当社の財務及び事業の方針を決定する者は、当社の経営理念を理解し、当社を支えるステークホルダーとの信頼関係を十分に構築することができ、当社の企業価値、株主共同の利益を中長期的に向上させることのできる意思と能力を備えている必要があると考えます。

したがって、大規模買付提案にあたって当社や当社の株主に対し、提案内容に関する情報や意見、評価、代替案作成に必要な時間を与えない大規模買付者、買付の目的及び買付後の経営方針等に鑑み、当社の企業価値・株主共同の利益を損なうことが明白である大規模買付提案を行う買付者、買付に応じることを株主に強要するような仕組みを有する提案等を行う大規模買付者は、当社の財務及び事業の方針を支配する者としては適切ではないと考えています。

このような大規模買付提案又は大規模買付行為等があった場合には、当社は、法令及び定款によって許容される限度において、企業価値や株主共同の利益を確保するために必要な措置を講じることを基本方針とします。

### 2 基本方針の実現に資する取り組み

当社は、より多くの投資家の皆様に末永く継続して投資いただくため、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を向上させる取り組みとして、「高い技術をもって、社業の発展を図り、健全な経営により社会的責任を果たす」という経営理念を掲げ、その実現のための中期経営構想を実践しております。また、これらと並行して、コーポレート・ガバナンスの強化、充実に取り組んでおります。

### 3 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止する取り組み

当社は、当社株式に対する大規模買付提案又はこれに類似する行為があった場合には、企業価値及び株主共同の利益の確保のため、適時適切な情報開示に努めるとともに、その時点において適切な対応をしております。

#### 4 基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社 役員の地位の維持を目的とするものではないことについて

当社の中期経営構想は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させる取り組みとして、当社の経営理念を実現させるため実践しているものであり、まさに当社の基本方針に沿うものであります。

したがって、上記の取り組みは、当社の会社役員の地位の維持を目的としたものではありません。

---

(注) 本事業報告中に記載の金額及び株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てております。

# 連結貸借対照表

(2019年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
<b>(資産の部)</b>	
流動資産	152,459
現金預金	31,820
受取手形・完成工事未収入金等	89,145
未成工事支出金等	6,912
販売用不動産	2,571
立替金	15,417
その他の	6,910
貸倒引当金	△317
固定資産	50,055
有形固定資産	28,049
建物・構築物	4,561
機械、運搬具及び工具器具備品	3,035
土地	18,652
リース資産	388
建設仮勘定	1,412
無形固定資産	867
投資その他の資産	21,138
投資有価証券	12,415
長期貸付金	285
繰延税金資産	7,180
その他の	1,817
貸倒引当金	△559
<b>資産合計</b>	<b>202,514</b>

科目	金額
<b>(負債の部)</b>	
流動負債	112,302
支払手形・工事未払金等	40,090
電子記録債務	19,324
短期借入金	13,997
未払法人税等	507
未成工事受入金	10,067
預り金	15,450
完成工事補償引当金	571
工事損失引当金	1,306
施工不良関連損失引当金	4,741
その他の	6,245
固定負債	21,366
長期借入金	14,254
再評価に係る繰延税金負債	2,321
退職給付に係る負債	3,246
その他の	1,544
<b>負債合計</b>	<b>133,669</b>
<b>(純資産の部)</b>	
株主資本	62,423
資本金	18,976
資本剰余金	18,115
利益剰余金	27,390
自己株式	△2,059
その他の包括利益累計額	5,793
その他有価証券評価差額金	3,334
繰延ヘッジ損益	△36
土地再評価差額金	3,661
退職給付に係る調整累計額	△1,166
非支配株主持分	628
<b>純資産合計</b>	<b>68,845</b>
<b>負債・純資産合計</b>	<b>202,514</b>

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結損益計算書

(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		173,692
売 上 原 価		159,087
売 上 総 利 益		14,604
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		10,624
営 業 利 益		3,980
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	381	
そ の 他	42	424
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	312	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	16	
保 証 料	85	
そ の 他	46	460
経 常 利 益		3,943
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	109	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	412	521
特 別 損 失		
固 定 資 産 売 却 損	28	
固 定 資 産 除 却 損	72	
減 損 損 失	74	
そ の 他	15	191
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		4,273
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	377	
法 人 税 等 調 整 額	750	1,128
当 期 純 利 益		3,145
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		73
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		3,072

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結株主資本等変動計算書

(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	18,976	18,115	24,791	△2,058	59,824
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△418		△418
親会社株主に帰属する当期純利益			3,072		3,072
自 己 株 式 の 取 得				△1	△1
土地再評価差額金の取崩			△54		△54
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)					
当 期 変 動 額 合 計	—	—	2,599	△1	2,598
当 期 末 残 高	18,976	18,115	27,390	△2,059	62,423

	その他の包括利益累計額					非支配株主持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	退職給付に 係る調整 累計額	その他の 包括利益 累計額合計		
当 期 首 残 高	4,634	△17	3,606	△857	7,366	555	67,747
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当							△418
親会社株主に帰属する当期純利益							3,072
自 己 株 式 の 取 得							△1
土地再評価差額金の取崩							△54
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	△1,300	△18	54	△309	△1,573	73	△1,500
当 期 変 動 額 合 計	△1,300	△18	54	△309	△1,573	73	1,098
当 期 末 残 高	3,334	△36	3,661	△1,166	5,793	628	68,845

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 貸借対照表

(2019年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
<b>(資産の部)</b>	
流動資産	146,430
現金預金	29,026
受取手形	3,974
完成工事未収入金	80,943
兼業事業未収入金	1,338
未成工事支出金	5,736
兼業事業支出金	86
販売用不動産	2,463
立替金	15,422
その他の	7,750
貸倒引当金	△311
固定資産	44,641
有形固定資産	20,949
建物・構築物	2,128
機械・運搬具	1,580
工具器具・備品	329
土地	15,112
リース資産	419
建設仮勘定	1,379
無形固定資産	834
投資その他の資産	22,857
投資有価証券	11,875
関係会社株式	2,299
長期貸付金	1,035
繰延税金資産	6,245
その他の	1,960
貸倒引当金	△559
資産合計	191,072

科目	金額
<b>(負債の部)</b>	
流動負債	114,254
支払手形	7,120
支電子記録債	23,881
工事未払入金	28,930
短期借入金	13,144
繰上り入金	164
未払法人税等	275
未成工事受入金	9,924
兼業事業受入金	41
預り金	16,777
完成工事補償引当金	571
工事損失引当金	1,291
施工不良関連損失引当金	4,741
その他	7,391
固定負債	15,861
長期借入金	12,013
リース負債	290
再評価に係る繰延税金負債	2,321
退職給付引当金	1,151
その他	84
負債合計	130,115
<b>(純資産の部)</b>	
株主資本	54,094
資本剰余金	18,976
資本剰余金	18,167
資本準備金	4,744
その他資本剰余金	13,422
利益剰余金	18,483
その他利益剰余金	18,483
別途積立金	14,000
繰越利益剰余金	4,483
自己株式	△1,532
評価・換算差額等	6,862
その他有価証券評価差額金	3,236
繰延ヘッジ損益	△36
土地再評価差額金	3,661
純資産合計	60,956
負債純資産合計	191,072

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

招集通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

# 損益計算書

(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位：百万円)

科 目		金 額	
売	上 高	163,385	
	完 成 工 事 高		
	開 発 事 業 等 売 上	2,139	
	不 動 産 等 売 上	1,765	167,291
売	上 原 価	151,482	
	完 成 工 事 原 価		
	開 発 事 業 等 売 上 原 価	1,747	
	不 動 産 等 売 上 原 価	1,465	154,695
売	上 総 利 益	11,903	
	完 成 工 事 総 利 益		
	開 発 事 業 等 総 利 益	392	
	不 動 産 等 総 利 益	300	12,595
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費			9,660
営 業 外 収 益			2,935
営 業 外 利 息 及 び 配 当 金 他		395	
	支 払 金 繰 入	34	430
	支 貸 倒 引 当 金	256	
	保 支 ぞ 経 常 利 益	16	
	支 払 証 手 数	85	
	支 払 の 利 益	42	421
	支 払 の 利 益	20	2,944
特 別 固 投 資 有 価 損 失		103	
特 別 固 定 資 産 売 却 益		412	515
	固 定 資 産 売 却 損	20	
	固 定 資 産 除 却 損	67	
	減 損 損 失 他	63	
	そ の 他 損 失	15	166
	税 引 前 当 期 純 利 益		3,293
	法 人 税、 住 民 税 及 び 事 業 税	71	
	法 人 税 等 調 整 額	745	816
	当 期 純 利 益		2,476

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 株主資本等変動計算書

(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本								株主資本 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式		
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	その他利益剰余金 別途 積立金	利益 剰余金 合計			
当 期 首 残 高	18,976	4,744	13,422	18,167	14,000	2,486	16,486	△1,531	52,098
当 期 変 動 額									
剰余金の配当						△425	△425		△425
当期純利益						2,476	2,476		2,476
自己株式の取得								△1	△1
土地再評価差額金の取崩						△54	△54		△54
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)									
当期変動額合計	-	-	-	-	-	1,997	1,997	△1	1,996
当 期 末 残 高	18,976	4,744	13,422	18,167	14,000	4,483	18,483	△1,532	54,094

	評価・換算差額等				純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	4,532	△17	3,606	8,122	60,220
当 期 変 動 額					
剰余金の配当					△425
当期純利益					2,476
自己株式の取得					△1
土地再評価差額金の取崩					△54
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	△1,295	△18	54	△1,260	△1,260
当期変動額合計	△1,295	△18	54	△1,260	736
当 期 末 残 高	3,236	△36	3,661	6,862	60,956

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

## 独立監査人の監査報告書

2019年5月22日

東亜建設工業株式会社  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 福本千人<sup>Ⓔ</sup>  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 奥見正浩<sup>Ⓔ</sup>  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、東亜建設工業株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東亜建設工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 独立監査人の監査報告書

2019年5月22日

東亜建設工業株式会社  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 福 本 千 人 印  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 奥 見 正 浩 印  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、東亜建設工業株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの第129期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告書謄本

### 監査報告書

当監査役会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第129期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要な体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的な報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及びEY新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
  - ③ 事業報告に記載されている会社の支配に関する基本方針及び各取り組みについても、その内容について検討を加えました。
  - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」として会社計算規則第131条各号に掲げる事項を「監査に関する品質管理基準」等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

##### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制も含め、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の支配に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。また、そのための各取り組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の役員らの地位の維持を目的とするものではないと認めます。

##### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

##### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年5月23日

東亜建設工業株式会社 監査役会

監査役（常勤）	佐々英輔	Ⓔ
社外監査役	奥雄二郎	Ⓔ
社外監査役	中野聡	Ⓔ
社外監査役	三上禎一	Ⓔ

以上

# 議案及び参考事項

## 第1号議案 剰余金の処分の件

当社における利益分配につきましては、安定的な配当を継続することに重点をおきつつ、業績に応じた利益還元を行うことを基本方針としております。

剰余金の処分につきましては、当期の業績、今後の経営環境等を勘案し、以下のとおりといたしたいと存じません。

### 期末配当に関する事項

- (1) 配当財産種類  
金銭
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき30円 総額637,537,800円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日  
2019年6月28日

## 第2号議案 定款一部変更の件

### (1) 提案の理由

当社現行定款について、次の理由から所要の変更を行うものであります。

#### ①監査等委員会設置会社への移行に関する変更

当社は、取締役会における議決権を有する監査等委員を取締役会の構成員とし、取締役会の監査・監督機能を強化することを通じて、より一層のコーポレートガバナンスの充実を図るとともに、重要な業務執行のうち一部を取締役に権限委任し、迅速かつ効率的な会社運営の実現を通じて、更なる企業価値の向上を図るため、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行いたしたく、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設、重要な業務執行に関する決定の取締役への権限委任に関する規定の新設、並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行うものであります。

#### ②取締役の責任免除に関する変更

当社は、取締役として適切な人材を確保し、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会

社法第426条第1項により取締役会の決議によって法令の定める範囲内で取締役の責任を免除することができるとする規定を新設したく、また会社法第427条第1項により、責任限定契約を締結することができるとする対象を業務執行を行わない取締役に広げたく、現行定款第27条を変更するものであります。

なお、本変更議案の提出につきましては、あらかじめ各監査役の同意を得ております。

③副会長及び相談役の廃止

副会長及び相談役を置いていない現状に鑑み、現行定款第23条及び第28条を変更するものであります。

④その他全般に関する変更

表現の一部修正及び上記変更に伴う条数の変更を行うものであります。

なお、本議案の決議の効力は、本総会終結の時をもって生じるものといたします。

(2) 変更の内容

定款変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は、変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>第1条 ～ 第3条 〈条文省略〉</p> <p>(機 関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p><u>(2) 監査役</u></p> <p><u>(3) 監査役会</u></p> <p><u>(4) 会計監査人</u></p> <p>第5条 ～ 第19条 〈条文省略〉</p> <p>(株主総会決議事項)</p> <p>第20条 株主総会においては、法令又は本定款に別段の定めのある事項をその決議により定めるほか、当社株式の大規模買付行為に関する対応策(買収防衛策)の導入、変更、継続及び廃止に関する決議を行うことができる。</p>	<p>第1条 ～ 第3条 〈現行どおり〉</p> <p>(機 関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p><u>(2) 監査等委員会</u></p> <p><u>(3) 会計監査人</u></p> <p>第5条 ～ 第19条 〈現行どおり〉</p> <p>(株主総会決議事項)</p> <p>第20条 株主総会においては、法令又は定款に別段の定めのある事項をその決議により定めるほか、当会社株式の大規模買付行為に関する対応策(買収防衛策)の導入、変更、継続及び廃止に関する決議を行うことができる。</p>

現行定款	変更案
<p>(定員及び選任)</p> <p>第21条 当社の取締役は、10名以内とし、<u>株主総会で選任する。</u> <u>ただし、取締役</u>に欠員を生じた場合に法定の員数を欠かず且つ業務に差支えないときは、<u>補充選任を延期し、又は行わないことができる。</u></p> <p>第2項 ～ 第3項 (条文省略)</p> <p>(任期)</p> <p>第22条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第23条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって取締役のうちから、<u>会長、副会長及び社長各1名を定めることができる。</u></p>	<p>(定員及び選任)</p> <p>第21条 当社の取締役 (<u>監査等委員であるものを除く</u>) は、10名以内とし、<u>監査等委員である取締役は5名以内とする。</u></p> <p>2 <u>取締役は、株主総会において、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して選任する。</u></p> <p>3 <u>取締役に欠員を生じた場合に法定の員数を欠かず且つ業務に差支えないときは、補充選任を延期し、又は行わないことができる。</u></p> <p>第4項 ～ 第5項 (現行どおり) (項数を繰り下げ)</p> <p>(任期)</p> <p>第22条 取締役 (<u>監査等委員であるものを除く</u>) の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>3 <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第23条 取締役会は、その決議によって取締役 (<u>監査等委員であるものを除く</u>) の中から、代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって取締役 (<u>監査等委員であるものを除く</u>) の中から、<u>会長及び社長各1名を定めることができる。</u></p>

現行定款	変更案
<p>第24条 〈条文省略〉</p> <p>(取締役会招集の通知)</p> <p>第25条 取締役会の招集の通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日より4日前に発するものとする。 ただし、緊急の場合は、これを短縮することができる。</p> <p>第26条 〈条文省略〉</p> <p>〈新 設〉</p> <p>〈新 設〉</p> <p>(社外取締役の責任限定)</p> <p>第27条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結することができる。</p>	<p>第24条 〈現行どおり〉</p> <p>(取締役会招集の通知)</p> <p>第25条 取締役会の招集の通知は、各取締役に對し、会日より4日前に発するものとする。 ただし、緊急の場合は、この期間を短縮することができる。</p> <p>第26条 〈現行どおり〉</p> <p>(重要な業務執行の委任)</p> <p>第27条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行(会社法第399条の13第5項各号に掲げる事項を除く)の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</p> <p>(報酬等)</p> <p>第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して定める。</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第29条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であったものを含む)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結することができる。</p>

現行定款	変更案
<p>(相談役、顧問の委嘱)</p> <p>第28条 業務上必要あるときは、取締役会の決議により、<u>相談役及び顧問を置くことができる。</u></p> <p>第5章 監査役及び監査役会 (定員及び選任)</p> <p>第29条 当社の監査役は、5名以内とし、株主総会で選任する。 ただし、監査役に欠員を生じた場合に法定の員数を欠かず且つ業務に差支えないときは、補充選任を延期し、又は行わないことができる。</p> <p>2 監査役の選任については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席を要し、その議決権の過半数の決議によって選任する。</p> <p>(任期)</p> <p>第30条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(常勤の監査役及び常任監査役)</p> <p>第31条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p> <p>2 監査役会は、その決議によって常任監査役を選定することができる。</p>	<p>(顧問の委嘱)</p> <p>第30条 業務上必要あるときは、取締役会の決議により、顧問を置くことができる。</p> <p>第5章 監査等委員会</p> <p>〈削除〉</p> <p>〈削除〉</p> <p>〈削除〉</p> <p>〈削除〉</p>

現行定款	変更案
<p>(監査役会招集の通知)  <u>第32条 監査役会の招集の通知は、各監査役に対し、会日より4日前に発するものとする。</u>  <u>ただし、緊急の場合には、これを短縮することができる。</u></p>	<p>〈削 除〉</p>
<p>(監査役会規程)  <u>第33条 監査役会に関する規程は、監査役会の決議をもって別に定める。</u></p>	<p>〈削 除〉</p>
<p>(社外監査役の責任限定)  <u>第34条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結することができる。</u></p>	<p>〈削 除〉</p>
<p>〈新 設〉</p>	<p>(常勤の監査等委員)  <u>第31条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p>
<p>〈新 設〉</p>	<p>(監査等委員会招集の通知)  <u>第32条 監査等委員会の招集の通知は、各監査等委員に対し、会日より4日前に発するものとする。</u>  <u>ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u></p>
<p>〈新 設〉</p>	<p>(監査等委員会規程)  <u>第33条 監査等委員会に関する事項は、法令又は定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p>
<p>第35条 ～ 第36条 〈条文省略〉</p>	<p>第34条 ～ 第35条 〈現行どおり〉          〈条数を繰り上げ〉</p>

## 第3号議案

## 取締役（監査等委員であるものを除く）7名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、本総会終結の時をもちまして監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、本総会終結の時をもちまして、取締役全員（7名）は任期満了（末富龍氏は2019年1月16日に逝去されたため、同日付で取締役を退任いたしました。）となりますので、取締役（監査等委員であるものを除く。以下、本議案において同じ。）7名の選任をお願いいたしますと存じます。

なお、本議案の決議の効力は、第2号議案に係る定款変更の効力が発生した時をもって生じるものといたします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	あき やま まさ き 秋山優樹 (1952年8月3日生) 	1975年4月 当社入社 2004年4月 当社千葉支店長 2007年6月 当社執行役員（横浜支店長） 2010年4月 当社執行役員常務（土木事業本部長） 2010年6月 当社取締役兼執行役員常務（土木事業本部長） 2013年4月 当社取締役兼執行役員専務（土木事業本部長） 2014年4月 当社代表取締役兼執行役員副社長（安全環境部統括） 2015年4月 当社代表取締役兼執行役員副社長（国際事業本部、安全環境部統括） 2016年4月 当社代表取締役兼執行役員副社長 2016年6月 当社代表取締役兼執行役員社長 現在に至る	11,400株
<p>(注) 1. 秋山優樹氏と当社との間に、特別の利害関係はありません。</p> <p>2. 取締役候補者とする理由について 秋山優樹氏は支店長として現場の最前線におけるマネジメント経験や当社での経営者としての経験に基づき、強いリーダーシップと行動力を備えた人物であります。 当社の喫緊の課題である信頼の回復に向け、引き続きリーダーとして、当社グループ全体の指揮、監督、当社の取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、取締役候補者とするものです。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
2	いけ だ まさ と <b>池田正人</b> (1953年4月5日生) 	1978年4月 当社入社 2007年4月 当社土木事業本部土木部長 2012年4月 当社執行役員（横浜支店長） 2014年4月 当社執行役員常務（土木事業本部長） 2014年6月 当社取締役兼執行役員常務（土木事業本部長） 2016年4月 当社取締役兼執行役員専務（土木事業本部長、国際事業本部統括） 2016年6月 当社取締役兼執行役員専務（土木事業本部長） 2017年7月 当社取締役兼執行役員専務（土木事業本部長、地盤改良対策本部統括） 2017年11月 当社代表取締役兼執行役員専務（土木事業本部長、安全環境部・品質監査室・地盤改良対策本部統括） 2018年4月 当社代表取締役兼執行役員副社長（土木事業本部長、安全環境部・品質監査室・地盤改良対策本部統括） 2018年10月 当社代表取締役兼執行役員副社長（土木事業本部長、品質監査室・地盤改良対策本部統括） 2019年2月 当社代表取締役兼執行役員副社長（土木事業本部長、国際事業本部・品質監査室・地盤改良対策本部統括） 2019年4月 当社代表取締役兼執行役員副社長（土木事業本部、国際事業本部、安全環境部、品質監査室、地盤改良対策本部、洋上風力推進部統括） 現在に至る	3,900株
(注) 1. 池田正人氏と当社との間に、特別の利害関係はありません。 2. 取締役候補者とする理由について 池田正人氏は、支店長として現場の最前線におけるマネジメント経験や当社での経営者としての経験に基づき、強いリーダーシップと行動力を備えた人物であります。 当社の喫緊の課題である信頼の回復に向け、引き続きリーダーとして、当社グループ全体の指揮、監督、当社の取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、取締役候補者とするものです。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
3	<p>くろ す しげ とし 黒 須 茂 敏 (1954年5月8日生)</p> 	<p>1978年4月 当社入社 2006年4月 当社総務部長 2008年4月 当社管理本部経理部長 2012年4月 当社執行役員（管理本部経理部長） 2013年4月 当社執行役員 （管理本部副本部長兼経理部長） 2015年4月 当社執行役員常務 （管理本部副本部長兼経理部長） 2016年4月 当社執行役員常務（管理本部長） 2016年6月 当社取締役兼執行役員常務 （管理本部長、経営企画部・内部監査室統括） 2016年8月 当社取締役兼執行役員常務 （管理本部長 兼 経営企画部長、CSR推進部・内部監査室統括） 2017年4月 当社取締役兼執行役員専務 （管理本部長、経営企画部・CSR推進部・内部監査室統括） 2017年7月 当社取締役兼執行役員専務 （管理本部長、経営企画部・CSR推進部・内部監査室・再発防止部統括） 2018年4月 当社代表取締役兼執行役員専務 （管理本部長、経営企画部・CSR推進部・内部監査室・再発防止部統括） 2019年4月 当社代表取締役兼執行役員副社長 （管理本部・経営企画部・CSR推進部・内部監査室・再発防止部統括） 現在に至る</p>	5,000株
<p>(注) 1. 黒須茂敏氏と当社との間に、特別の利害関係はありません。 2. 取締役候補者とする理由について 黒須茂敏氏は、当社入社以来、長年管理部門に所属し、総務部門、経理部門等での管理経験に基づき、強いリーダーシップと行動力を備えた人物であります。 当社の喫緊の課題である信頼の回復に向け、引き続きリーダーとして、当社グループ全体の指揮、監督、当社の取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、取締役候補者とするものです。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
4	ひろせよし か <b>廣瀬善香</b> (1960年1月7日生) 	1983年4月 当社入社 1993年8月 当社大阪支店建築現場所長 2006年3月 当社大阪支店建築部工事課工事長 2008年4月 当社大阪支店建築部長 2015年4月 当社建築事業本部建築部長 2017年4月 当社執行役員建築事業本部長 2018年6月 当社取締役兼執行役員(建築事業本部長) 2019年4月 当社取締役兼執行役員常務(建築事業本部長) 現在に至る	1,100株
(注) 1. 廣瀬善香氏と当社との間に、特別の利害関係はありません。 2. 取締役候補者とする理由について 廣瀬善香氏は、当社入社以来、長年建築事業部門に所属し、豊富な現場経験並びにマネジメント経験に基づき、強いリーダーシップと行動力を備えた人物であります。 当社の喫緊の課題である信頼の回復に向け、引き続き建築事業部門のリーダーとして、当社グループ全体の指揮、監督、当社の取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、取締役候補者とするものです。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
5	<p><b>新任</b></p> <p>ふくしま よしのぶ <b>福島 義信</b> (1957年3月13日生)</p> 	<p>1979年4月 当社入社</p> <p>2003年4月 当社国際事業部フィリピン事務所長</p> <p>2005年10月 当社国際事業部工事部長</p> <p>2008年9月 当社国際事業部ベトナム国現場事務所長</p> <p>2013年6月 当社国際事業部副事業部長</p> <p>2015年4月 当社執行役員 (国際事業部副事業部長兼国際土木現場所長)</p> <p>2018年4月 当社執行役員常務 (国際事業部副事業部長)</p> <p>2018年10月 当社執行役員常務 (国際事業本部長兼国際事業部長)</p> <p>現在に至る</p>	5,000株
<p>(注) 1. 福島義信氏と当社との間に、特別の利害関係はありません。</p> <p>2. 取締役候補者とする理由について          福島義信氏は、当社入社以来、長年国際事業部に所属し、海外での現場経験並びにマネジメント経験に基づき、強いリーダーシップと行動力を備えた人物であります。          当社の喫緊の課題である信頼の回復に向け、国際事業部門のリーダーとして、当社グループ全体の指揮、監督、当社の取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、取締役候補者とするものです。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
6	<p><b>新任</b></p> <p>ば ば たか ゆき 馬 場 隆 之 (1960年4月8日生)</p> 	<p>1983年 4 月 当社入社</p> <p>2004年 4 月 当社横浜支店横浜営業所長</p> <p>2008年 4 月 当社横浜支店横浜工事事務所長</p> <p>2009年 4 月 当社大阪支店土木部長</p> <p>2011年 4 月 当社大阪支店次長兼土木部長</p> <p>2012年 4 月 当社土木事業本部土木部長</p> <p>2014年 4 月 当社東北支店長</p> <p>2016年 4 月 当社執行役員（東北支店長）</p> <p>2016年 5 月 当社執行役員（東京支店長）</p> <p>2019年 4 月 当社執行役員常務（土木事業本部長）</p> <p>現在に至る</p>	2,300株
<p>(注) 1. 馬場隆之氏と当社との間に、特別の利害関係はありません。</p> <p>2. 取締役候補者とする理由について  馬場隆之氏は、当社入社以来、長年土木事業部門に所属し、豊富な現場経験並びにマネジメント経験に基づき、強いリーダーシップと行動力を備えた人物であります。  当社の喫緊の課題である信頼の回復に向け、土木事業部門のリーダーとして、当社グループ全体の指揮、監督、当社の取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、取締役候補者とするものです。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
7	<p><b>新任</b></p> <p>おがた けん いち <b>緒方 健一</b> (1961年6月8日生)</p> 	<p>1984年4月 当社入社            2012年4月 当社管理本部総務部長兼秘書室長            2016年4月 当社管理本部経理部長            2016年5月 当社管理本部副本部長兼経理部長            2017年4月 当社経営企画部長兼再発防止部長            2018年4月 当社執行役員（経営企画部長兼再発防止部長）            2019年4月 当社執行役員（管理本部長、再発防止部担当）            現在に至る</p>	1,000株
<p>(注) 1. 緒方健一氏と当社との間に、特別の利害関係はありません。            2. 取締役候補者とする理由について            緒方健一氏は、当社入社以来、長年管理部門に所属し、総務部門、経理部門等での経験に基づき、強いリーダーシップと行動力を備えた人物であります。            当社の喫緊の課題である信頼の回復に向け、管理部門のリーダーとして、当社グループ全体の指揮、監督、当社の取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、取締役候補者とするものです。</p>			

## 第4号議案

## 監査等委員である取締役4名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、本総会終結の時をもちまして監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役4名の選任をお願いしたいと存じます。

本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

なお、本議案の決議の効力は、第2号議案に係る定款変更の効力が発生した時をもって生じるものいたします。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	<p><b>新任</b></p> <p>おがわのぶゆき 小川信行 (1960年2月16日生)</p> 	<p>1982年4月 当社入社</p> <p>2002年11月 当社大阪支店営業企画管理室長</p> <p>2007年4月 当社四国支店管理室長</p> <p>2008年4月 当社大阪支店総務部長</p> <p>2014年4月 当社土木事業本部土木事業管理室長</p> <p>2017年4月 当社建築事業本部建築事業管理室長</p> <p>現在に至る</p>	0株

(注) 1. 小川信行氏と当社との間に、特別の利害関係はありません。

2. 監査等委員である取締役候補者とする理由について  
小川信行氏は、当社入社以来、長年管理部門に所属し、そこで培われた知識や経験に基づき、監査等委員である取締役の職務執行並びに取締役の職務執行の監査強化を図るに十分な見識を有していると考え、監査等委員である取締役候補者とするものであり、当社において監査等委員である取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。

3. 責任限定契約について  
当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の責任について、善意かつ重過失がないときは、一定の限度を設ける契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額としております。

なお、小川信行氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で責任限定契約を締結する予定であります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
2	<p><b>新任</b></p> <p><b>社外取締役</b></p> <p>おか むら まさ ひこ <b>岡村真彦</b> (1951年7月21日生)</p> 	<p>1976年4月 三井物産株式会社入社</p> <p>2004年10月 同社本店コンシューマーサービス事業本部都市開発事業部長</p> <p>2007年4月 同社執行役員コンシューマーサービス事業第二本部長</p> <p>2009年4月 同社常務執行役員関西支社長</p> <p>2011年3月 同社退職</p> <p>2014年6月 当社社外取締役 現在に至る</p>	0株

(注) 1. 岡村真彦氏と当社との間に、特別の利害関係はありません。

2. 岡村真彦氏は、監査等委員である社外取締役候補者であります。

3. 監査等委員である社外取締役候補者とする理由について  
岡村真彦氏は、大手商社会社の要職を歴任され、豊富な経験から取締役の職務執行の監査・監督強化を図るに十分な見識を有していると考え、当社において社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、社外取締役候補者とするものであります。なお、同氏の当社社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって5年となります。

4. 社外取締役の独立性について  
岡村真彦氏は、三井物産株式会社の出身であり、当社と当社の間には、過去において、工事請負契約、業務委託契約等の取引関係がありますが、連結売上高の2%未満の取引額であり、当社が定める社外役員の独立性に関する基準に抵触しておりません。なお、当社は同氏を東京証券取引所、札幌証券取引所の定める独立役員として届け出ております。

5. 責任限定契約について  
当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の責任について、善意かつ重過失がないときは、一定の限度を設ける契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額としております。

なお、岡村真彦氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で責任限定契約を締結する予定であります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
3	<p><b>新任</b></p> <p><b>社外取締役</b></p> <p>わた なべ こう せい <b>渡 邊 光 誠</b> (1957年5月4日生)</p> 	<p>1984年 4 月 弁護士登録（第二東京弁護士会）</p> <p>1989年 9 月 米国オメルベニー・アンド・マイヤーズ法律事務所</p> <p>1990年 2 月 米国ニューヨーク州弁護士登録</p> <p>1992年 3 月 尚和法律事務所パートナー</p> <p>1998年10月 渡邊光誠法律事務所設立 (後に渡邊国際法律事務所に改称)</p> <p>2001年 3 月 フューチャーシステムコンサルティング株式会社 (現フューチャー株式会社) 監査役</p> <p>2005年 9 月 外国法共同事業オメルベニー・アンド・マイヤーズ法律事務所パートナー</p> <p>2007年 6 月 弁護士法人大江橋法律事務所パートナー</p> <p>2009年 1 月 株式会社CHINTAI社外監査役</p> <p>2010年11月 株式会社エイブルCHINTAIホールディングス社外監査役</p> <p>2011年 6 月 日立建機株式会社社外取締役</p> <p>2016年 3 月 東京富士法律事務所パートナー（現任）</p> <p>2016年 4 月 フューチャー株式会社監査等委員である社外取締役（現任）</p> <p>2016年 5 月 株式会社NaTO監査等委員である社外取締役（現任）</p> <p>2016年 6 月 当社社外取締役 現在に至る</p> <p><b>[重要な兼職の状況]</b> 東京富士法律事務所パートナー フューチャー株式会社監査等委員である社外取締役 株式会社NaTO監査等委員である社外取締役</p>	0株
<p>(注) 1. 渡邊光誠氏と当社との間に、特別の利害関係はありません。</p> <p>2. 渡邊光誠氏は、監査等委員である社外取締役候補者であります。</p> <p>3. 監査等委員である社外取締役候補者とする理由について 渡邊光誠氏は、法曹としての豊富な経験と高い知見を有し、長年にわたり他社の社外監査役及び監査等委員である社外取締役を務めていることから、当社における取締役の職務執行の監査・監督強化の役割を十分に果たしていただけると判断し、社外取締役候補者とするものであります。同氏は、過去において社外役員となる以外の方法で、会社経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと考えております。なお、同氏の当社社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって3年となります。</p> <p>4. 社外取締役の独立性について 渡邊光誠氏が監査等委員である社外取締役を務めるフューチャー株式会社並びに株式会社NaTOと当社との間に特別の関係はございません。なお、当社は同氏を東京証券取引所、札幌証券取引所の定める独立役員として届け出ております。</p> <p>5. 責任限定契約について 当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の責任について、善意かつ重過失がないときは、一定の限度を設ける契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額としております。 なお、渡邊光誠氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で責任限定契約を締結する予定であります。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
4	<p><b>新任</b></p> <p><b>社外取締役</b></p> <p>はん だ み ち <b>半田未知</b> (ささの み ち) <b>(佐々野未知)</b> (1970年10月19日生)</p> 	<p>1998年3月 公認会計士登録</p> <p>1998年9月 KPMG LLP ニューヨーク事務所</p> <p>2003年2月 有限責任あずさ監査法人</p> <p>2006年2月 株式会社Bizコンサルティング設立 代表取締役社長</p> <p>2008年6月 コントロール・ソリューションズ・インターナショナル株式会社 (現コントロールソリューションズ株式会社) 代表取締役副社長</p> <p>2009年1月 同社代表取締役社長 (現任) 現在に至る</p> <p>[重要な兼職の状況] コントロールソリューションズ株式会社代表取締役社長</p>	0株
<p>(注) 1. 半田未知氏と当社との間に、特別の利害関係はありません。</p> <p>2. 半田未知氏は、監査等委員である社外取締役候補者であります。</p> <p>3. 監査等委員である社外取締役候補者とする理由について 半田未知氏は、公認会計士としての豊富な経験と高い知見を有し、また、内部統制、リスクマネジメント等のコンサルティング会社の経営者を務め、経営コンサルタントとして内部統制構築支援に携われており、当社における取締役の職務執行の監査・監督強化の役割を十分に果たしていただけると判断し、社外取締役候補者とするものであります。</p> <p>4. 社外取締役の独立性について 半田未知氏が代表取締役社長を務めるコントロールソリューションズ株式会社と当社との間に特別の関係はございません。なお、当社は同氏を東京証券取引所、札幌証券取引所の定める独立役員として届け出る予定にしております。</p> <p>5. 責任限定契約について 当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の責任について、善意かつ重過失がないときは、一定の限度を設ける契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額としております。 なお、半田未知氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で責任限定契約を締結する予定であります。</p> <p>(注) 半田未知氏につきましては、公認会計士登録名を氏名欄の ( ) 内に明記しております。</p>			

### 第5号議案

#### 取締役（監査等委員であるものを除く）の報酬等の額設定の件

当社の取締役の報酬の額は、2010年6月29日開催の第120回定時株主総会において月額30百万円以内と決議いただき現在に至っておりますが、当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、本総会終結の時をもちまして監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、現在の取締役の報酬枠を廃止し、会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、取締役（監査等委員であるものを除く）の報酬等の額を、月額25百万円以内と定めさせていただきたいと存じます。

第2号議案及び第3号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員であるものを除く）は7名となります。

なお、本議案の決議の効力は、第2号議案に係る定款変更の効力が発生した時をもって生じるものいたします。

### 第6号議案

#### 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、本総会終結の時をもちまして監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、監査等委員である取締役の報酬等の額を、月額8百万円以内と定めさせていただきたいと存じます。

第2号議案及び第4号議案が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は4名（うち社外取締役3名）となります。

なお、本議案の決議の効力は、第2号議案に係る定款変更の効力が発生した時をもって生じるものいたします。

### 第7号議案

#### 取締役（監査等委員である取締役、及びそれ以外の取締役のうち社外取締役であるものを除く）に対する業績連動型株式報酬等の額及び内容決定の件

##### (1) 提案の理由

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、本総会終結の時をもちまして監査等委員会設置会社へ移行いたします。本議案は、当社の取締役（監査等委員である取締役、及びそれ以外の取締役のうち社外取締役であるものを除きます。以下、断りがない限り、本議案において同じとします。）及び取締役を兼務しない執行役員（以下、取締役及び取締役を兼務しない執行役員を「役員」といいます。）に対する新たな業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT（＝Board Benefit Trust））」（以下、「本制度」といいます。）を導入することについて、ご承認をお願いするものであります。

本議案は、取締役の報酬と当社の業績及び株価価値との連動性をより明確にし、取締役が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としております。当社としては、かかる目的に照らし、本議案の内容は相当であるものと考えております。

本議案は、第5号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役の報酬等の額は、2010年6月29日開催の第120回定時株主総会においてご承認をいただきました、月額30百万円以内から月額25百万円以内と減額になりますが、これとは別枠として、新たな株式報酬を当社の取締役に對して支給するため、報酬等の額についてのご承認をお願いするものであります。なお、本制度の詳細につきましては、下記(2)の枠内で、取締役会にご一任いただきたいと思います。

また、第3号議案が原案どおり承認可決されますと、本制度の対象となる取締役は7名となります。

なお、本議案の決議の効力は、第2号議案に係る定款変更の効力が発生した時をもって生じるものいたします。

## (2) 本制度に係る報酬等の額及び参考情報

### ①本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託（以下、本制度に基づき設定される信託を「本信託」といいます。）を通じて取得され、役員に対して、当社が定める役員株式給付規程に従って、当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下、「当社株式等」といいます。）が本信託を通じて給付される業績連動型株式報酬制度であります。なお、役員が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として役員の退任時といたします。

### ②本制度の対象者

取締役（監査等委員である取締役、及びそれ以外の取締役のうち社外取締役であるものは、本制度の対象外とします。）及び取締役を兼務しない執行役員。

### ③信託期間

2019年8月（予定）から本信託が終了するまで（なお、本信託の信託期間について、特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り本信託は継続します。本制度は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等により終了します。）。

### ④信託金額（報酬等の額）

本議案をご承認いただくことを条件として、当社は、2020年3月末日で終了する事業年度から2022年3月末日で終了する事業年度までの3事業年度（以下、当該3事業年度の期間を「当初対象期間」といい、当初対象期間及び当初対象期間の経過後に開始する3事業年度ごとの期間を、それぞれ「対象期間」といいます。）及びその後の各対象期間を対象として本制度を導入し、役員への当社株式等の給付を行うため、本信託による当社株式の取得の原資として、以下の金銭を本信託に拠出いたします。

まず、当社は、本信託設定（2019年8月（予定））時に、当初対象期間に対応する必要資金として、取締役分として80百万円（取締役分と取締役を兼務しない執行役員分の合計として218百万円）を上限とした資金を本信託に拠出いたします。

これは、現行の役員報酬の支給水準、取締役の員数の動向と今後の見込み等を総合的に考慮して決定

したものであり、相当であるものと判断しております。

また、当初対象期間経過後も、本制度が終了するまでの間、当社は、原則として対象期間ごとに、取締役分として80百万円（取締役分と取締役を兼務しない執行役員分の合計として218百万円）を上限として本信託に追加拠出することといたします。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、信託財産内に残存する当社株式（直前までの各対象期間に関して役員に付与されたポイント数に相当する当社株式で、役員に対する給付が未了であるものを除きます。）及び金銭（以下、「残存株式等」といいます。）があるときは、残存株式等の金額（当社株式については、直前の対象期間の末日における時価とします。）と追加拠出される金銭の合計額は、取締役分として80百万円（取締役分と取締役を兼務しない執行役員分の合計として218百万円）を上限といたします。なお、当社が追加拠出を決定したときは、適時適切に開示いたします。

#### ⑤当社株式の取得方法及び取得株式数

本信託による当社株式の取得は、上記④により拠出された資金を原資として、取引市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法によりこれを実施することといたします。

なお、当初対象期間につきましては、本信託設定後滞りなく、100,200株を上限として取得するものとなります。

本信託による当社株式の取得につき、その詳細は、適時適切に開示いたします。

#### ⑥役員に給付される当社株式等の数の算定方法

役員には、各事業年度に関して、役員株式給付規程に基づき役位、業績達成度等を勘案して定まる数のポイントが付与されます。

（算式）

役位別基準ポイント×業績連動係数(※1)

(※1)業績連動係数は、標準を100%として、役員株式給付規程で定められた評価項目（受注高、連結営業利益、連結純利益、株価等）の目標達成率に基づき、予め定められた算式により0%から150%の範囲で決定いたします。

役員に付与される1事業年度当たりのポイントの合計は取締役分として12,200ポイント、取締役を兼務しない執行役員分として21,200ポイントをそれぞれ上限といたしますので役員に付与される3事業年度当たりのポイントの合計は100,200ポイントが上限となります。これは、現行の役員報酬の支給水準、役員の員数の動向と今後の見込み等を総合的に考慮して決定したものであり、相当であるものと判断しております。

なお、役員に付与されるポイントは、下記⑦の当社株式等の給付に際し、1ポイント当たり当社普通株式1株に換算されます（ただし、本議案をご承認いただいた後において、当社株式について、株式分割、株式無償割当て又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、ポイント数の上限及び付与済みのポイント数又は換算比率について合理的な調整を行います。）。

下記⑦の当社株式等の給付に当たり基準となる役員のポイント数は、原則として、退任時まで当該役員に付与されたポイント数の累計といたします（以下、このようにして算出されたポイントを、「確定ポイント数」といいます。）。

#### ⑦当社株式等の給付

役員が退任し、役員株式給付規程に定める受益者要件を満たした場合、当該役員は、所定の受益者確定手続を行うことにより、原則として上記⑥に記載のところに従って定められる「確定ポイント数」に応じた数の当社株式について、退任後に本信託から給付を受けます。ただし、役員株式給付規程に定める要件を満たす場合は、一定割合について、当社株式の給付に代えて、当社株式の時価相当の金銭給付を受けます。なお、金銭給付を行うために、本信託により当社株式を売却する場合があります。

#### ⑧議決権行使

本信託勘定内の当社株式に係る議決権は、信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないことといたします。かかる方法によることで、本信託勘定内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しております。

#### ⑨配当の取扱い

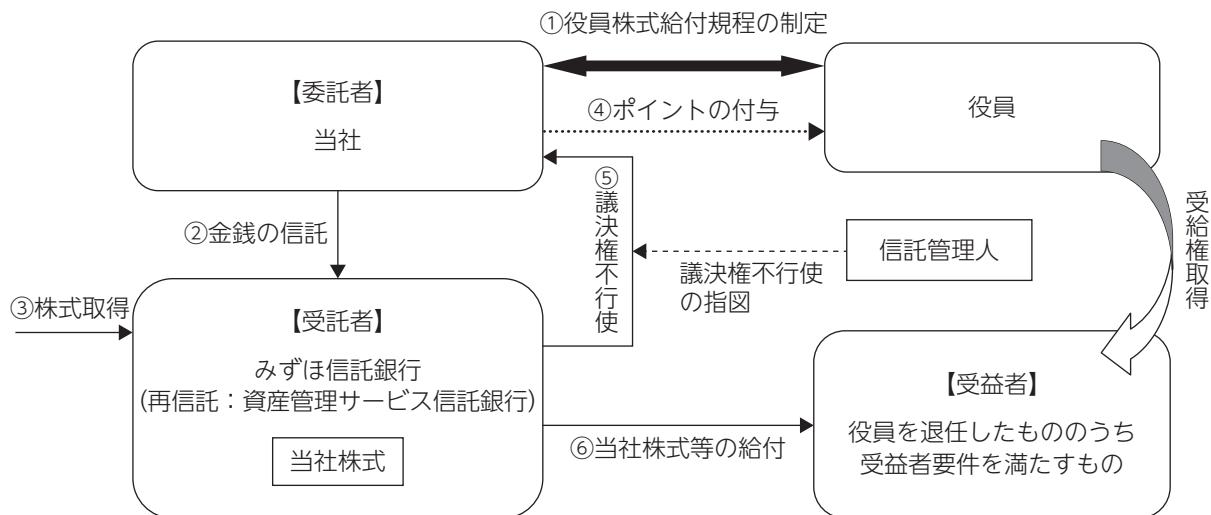
本信託勘定内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。なお、本信託が終了する場合において、本信託内に残存する配当金等は、役員株式給付規程の定めに従って、その時点で在任する役員に対して、各々が保有するポイント数に応じて、按分して給付されることになります。

#### ⑩信託終了時の取扱い

本信託は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等の事由が発生した場合に終了いたします。

本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式（上記⑦の記載に従って役員に給付される株式を除く。）については、全て当社が無償で取得した上で、取締役会決議により消却することを予定しております。本信託終了時における本信託の残余財産のうち、金銭については、上記⑨により役員に給付される配当金等を除いた残額が当社に給付されます。

<ご参考：本制度の仕組み>



- ① 当社は、本議案につき承認を受けた枠組みの範囲内において、「役員株式給付規程」を制定いたします。
- ② 当社は、本議案につき承認を受けた範囲内で金銭を信託いたします。
- ③ 本信託は、②で信託された金銭を原資として当社株式を、取引市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得いたします。
- ④ 当社は、「役員株式給付規程」に基づき役員にポイントを付与いたします。
- ⑤ 本信託は、当社から独立した信託管理人の指図に従い、本信託勘定内の当社株式に係る議決権を行使しないことといたします。
- ⑥ 本信託は、役員を退任したもののうち「役員株式給付規程」に定める受益者要件を満たしたもの（以下、「受益者」といいます。）に対して、当該受益者に付与されたポイント数に応じた当社株式を給付いたします。ただし、役員が「役員株式給付規程」に定める要件を満たす場合には、ポイントの一定割合について、当社株式の時価相当の金銭を給付いたします。

以上

MEMO

---

## 株主総会会場ご案内図

会場 東京都新宿区西新宿三丁目7番1号 新宿パークタワー3階 パークタワーホール

最寄り駅から会場までの  
アクセス



### 交通のご案内

- JR新宿駅南口から徒歩約17分
- 都営新宿線・京王新線新宿駅新都心口から徒歩約15分
- 京王新線初台駅東口から徒歩約8分
- 都営大江戸線都庁前駅A4出口から徒歩約8分
- 小田急線参宮橋駅から徒歩約10分
- JR新宿駅西口バスターミナル21番のりば（京王百貨店前）から「新宿WEバス」バス約8分（パークハイアット東京前）下車